

諮問第215号

景観審議会

## 景観形成重要建造物等の指定について（諮問）

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第2項の規定により、下記のとおり景観形成重要建造物等を指定することについて諮問します。

## 記

## － 第18次指定一覧 －

名称	所在地
佐川家住宅	豊岡市城南町
旧三星化学事務所	高砂市高砂町鍛冶屋町
旧田原家住宅	丹波市柏原町柏原
永田家住宅	南あわじ市倭文長田
庄家住宅	宍粟市山崎町高下
中藤田家住宅	美方郡新温泉町諸寄
本陣名残りの松	佐用郡佐用町平福

令和8年2月16日

兵庫県知事 齋藤元彦